

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和元(2019)年10月
栃木県人事委員会

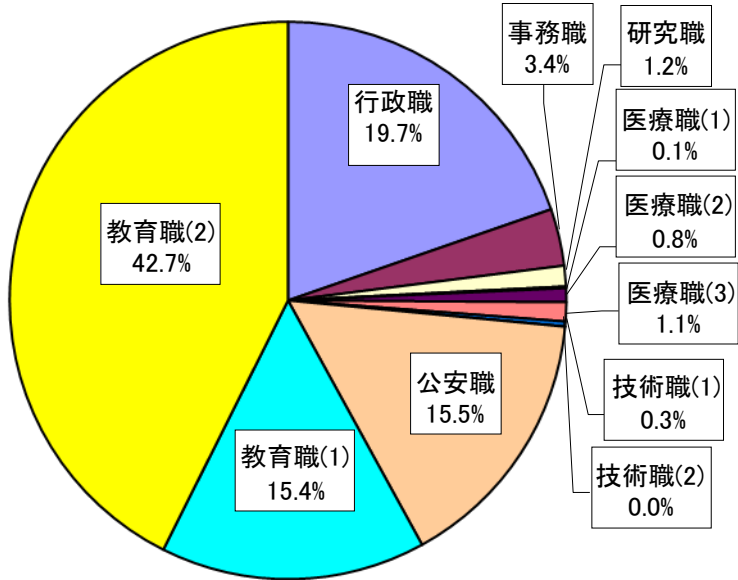
目次

	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例	6
⑦ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)	7

① 給与勧告の対象職員

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は 21,912 人（平均年齢は 42.6 歳）であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、4,889 人（平均年齢 43.5 歳）で、全体の 22.3%となっています。

また、教育職給料表適用職員については、58.1%と全体の半数以上を占めています。



給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,311	42.8
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	735	43.2
研究職給料表	研究員	255	42.3
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	22	48.5
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	171	43.3
医療職給料表(3)	保健師、看護師	240	42.6
技術職給料表(1)	学校栄養士	59	37.6
技術職給料表(2)	学校看護師	1	x
公安職給料表	警察官	3,389	37.5
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,381	44.5
教育職給料表(2)	小・中学校、義務教育学校の教員	9,348	43.7
計		21,912	42.6

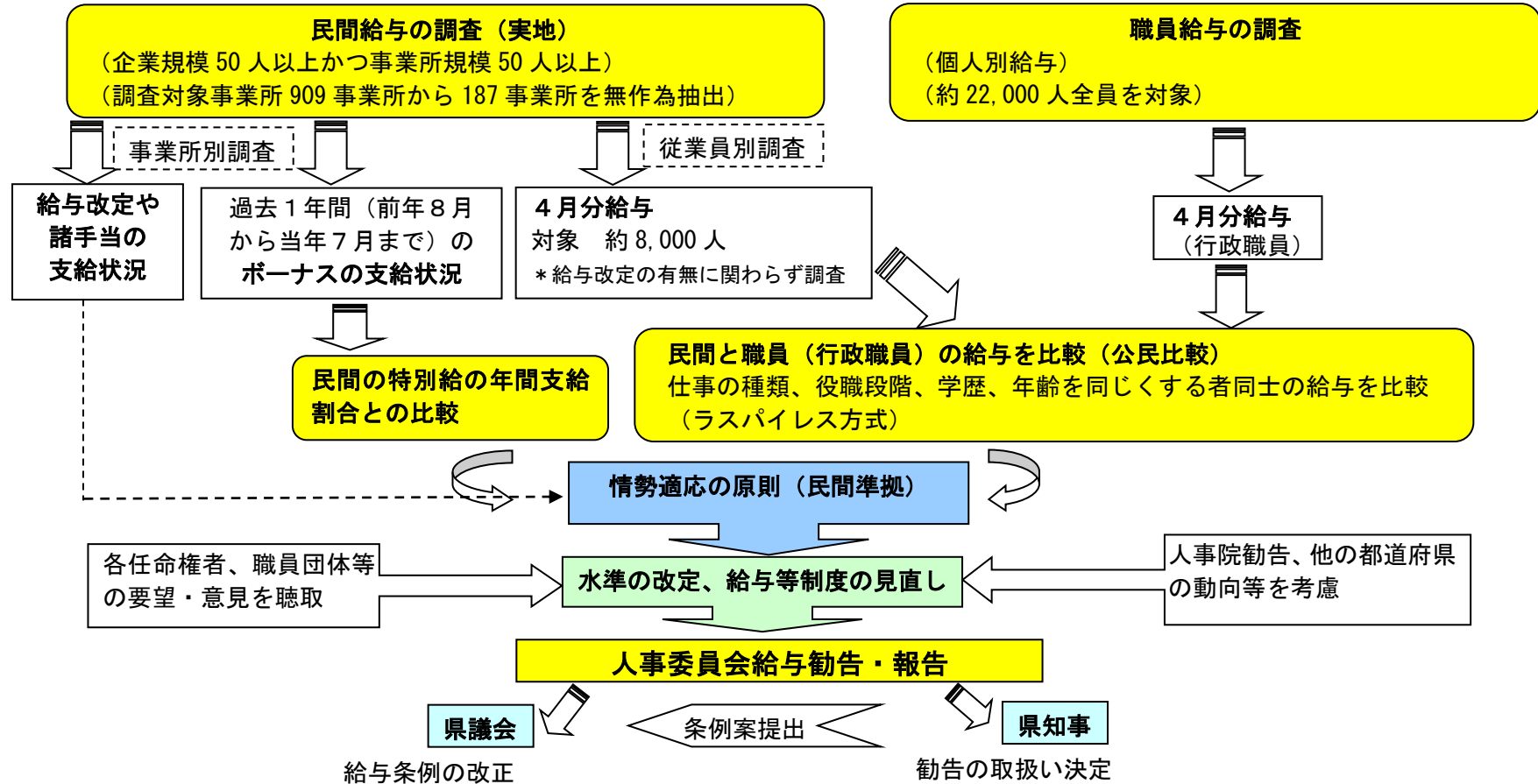
(注) 1 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員（5,046人）のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（26人）及び平成31(2019)年4月1日付け新規学卒の採用者（131人）を除いたもの

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

② 給与勧告の手順

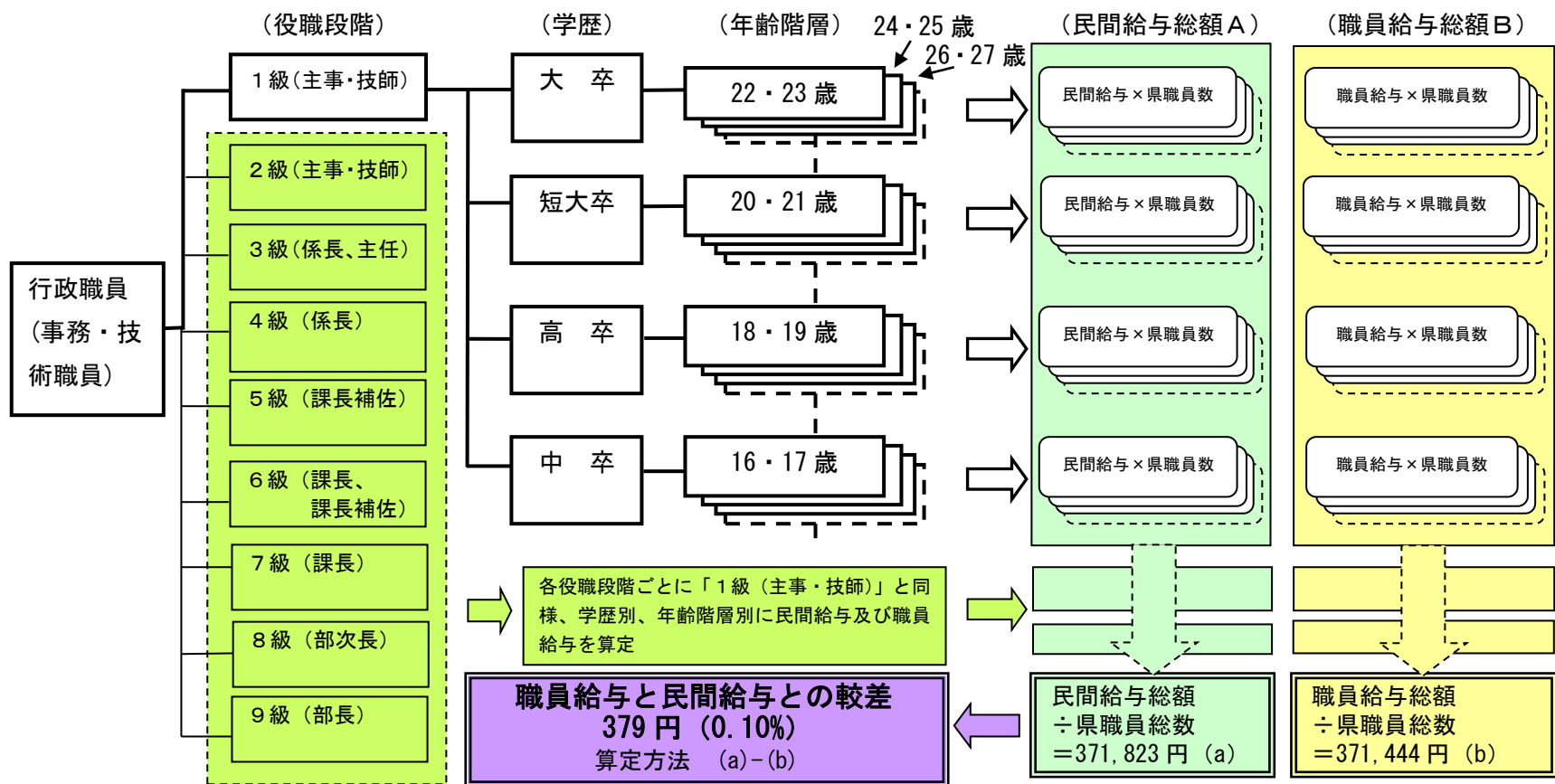
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



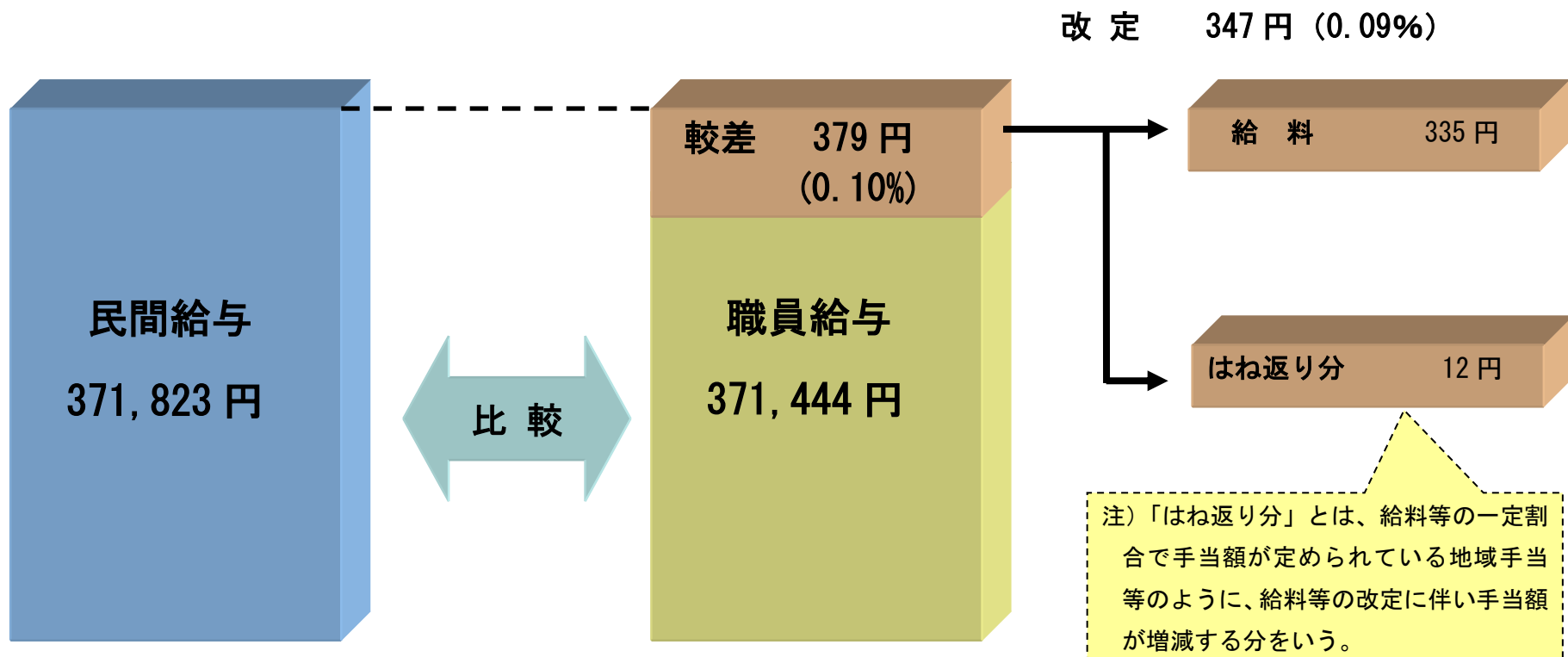
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給与の引き上げを行うこととしました。



⑤ 今年の給与改定

1 給料表

(1) 行政職給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定

初任給 行政職員（大卒程度）188,700円（現行 187,200円） 行政職員（高卒程度）154,900円（現行 153,000円）

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定

2 初任給調整手当

獣医師の安定的な確保の観点から、月額30,000円を超えない範囲内の額を採用の日から15年以内の期間、人事委員会規則で定める日から1年を経過するごとにその額を減じて支給

3 住居手当

人事院勧告に準じ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げる（12,000円→16,000円）とともに、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

※手当額が2,000円を超える減額となる職員には、1年間、所要の経過措置

4 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引上げ、4.50月に改定（現行4.45月）
引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 実施時期

給料表及び期末手当・勤勉手当：平成31(2019)年4月1日

初任給調整手当及び住居手当：令和2(2020)年4月1日

⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	勸告前		勸告後		年間給与額の差
		月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	218,902	3,600,937	220,455	3,637,507	36,570
主 任	35 歳	297,459	4,959,380	297,459	4,974,996	15,616
係 長	45 歳	384,502	6,496,160	384,502	6,517,307	21,147
課長補佐	50 歳	417,312	7,143,333	417,312	7,167,329	23,996
課 長	55 歳	535,198	8,739,112	535,198	8,765,143	26,031
部 長	58 歳	653,499	11,102,088	653,499	11,138,719	36,631

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、給料の特別調整額及び地域手当(3.5%)を基礎に算出
 (課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(130,300円))

⑦ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11(1999)年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12(2000)年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13(2001)年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14(2002)年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15(2003)年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16(2004)年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17(2005)年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18(2006)年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19(2007)年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20(2008)年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21(2009)年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22(2010)年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23(2011)年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24(2012)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25(2013)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26(2014)年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27(2015)年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%
平成28(2016)年	0.27%	4.30月	0.10月	5.6万円	0.9%
平成29(2017)年	0.13%	4.40月	0.10月	4.7万円	0.8%
平成30(2018)年	0.20%	4.45月	0.05月	3.2万円	0.5%
令和元(2019)年	0.09%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%

(注) 平成16(2004)年、平成24(2012)年及び平成25(2013)年においては、給与水準改定以外の勧告あり。